

中山間地域等に居住する者にサービスを提供した 事業所に対する加算措置について

現状・課題について

(1) 事業者が中山間地域等に居住する者に介護サービスを提供することについては、

- ① 移動コストが相当かかる
- ② その結果、中山間地域等に居住する者のサービス提供に支障が生じかねないといった課題がある。

中山間地域等へのサービス提供の状況について

	訪問サービス・通所サービス
通常の事業実施地域を越えてサービスを行う事業所割合	約14%
通常の事業実施地域を越えて、中山間地域等にサービスを行った場合の利用者数	約30. 2回 約6. 75人
(参考) 1月当たりのサービス延提供回数(延利用者数) ※	訪問介護: 725. 5回 通所介護: 439. 7人
通常の事業実施地域を越えて、中山間地域にサービスを行った場合の利用者1人当たり1月当たり平均移動費用	約1, 457円
通常の事業実施地域内でサービスを行った場合の利用者1人当たり1月当たり平均移動費用	約1, 003円

(出典) 厚生労働省老健局老人保健課において、平成20年9月にサンプル調査を実施した結果

※ 平成20年介護事業経営実態調査(厚生労働省老健局)による